

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意ください。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」をご覧ください。

本 庁	環境課	☎ 62-1192
相生分庁	地域振興室	☎ 62-1111
上那賀支所	地域振興室	☎ 66-0111
木 沢 支 所	地域振興室	☎ 65-2111
木 頭 支 所	地域振興室	☎ 68-2311
那賀町クリーンセンター		☎ 64-0754

収集できない
ごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類（レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等）、塗装業者等の事業系一斗缶、古タイヤ等のゴム類、消火器、車・バイク用バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、パズコン、産業廃棄物（食品製造業者の食品残さ、建築廃材【家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等】、農業用廃ビニール、医療廃棄物（注射器、注射針等）、大型の農機具

（注意）
 事業所から排出される多量の一般廃棄物（産業廃棄物は除く）や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、**那賀町クリーンセンター**まで直接搬入して下さい
 なお、直接搬入するときは、**那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754** に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい

ごみは収集日当日の朝 8 時 30 分までに出して下さい。(匂いや動物の食害で
収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)
指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

(日和田(日和田地区、可燃は金曜日、コンテナ、プラ類は毎回收集)、北川～西宇(拝ノ久地区の「燃えるごみ」は、金曜日のみ収集)、白久、畦ヶ野(畦ヶ野地区の「燃えるごみ」は、火曜日のみ収集))

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 有 害 食 油 の 廃 棄	缶 の 日 (1リットル以下) (飲料用・生活用缶に限る)	無色透明ビンの日	茶 色 ビン の 日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日 発泡スチロール・白色トレイの日	ペットボトルの日	大型 ごみ の 日	紙 類 の 日
										
		金属のみ有価資源	有 価 資 源				有 価 資 源	有 価 資 源	金属のみ有価資源	有 価 資 源

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 	4
5	6 	7 	8 	9 	10 	11
12	13	14 	15 	16	17 	18
19	20	21 	22 	23 	24 	25
26	27	28 	29 	30 	31 	

日	月	火	水	木	金	土
				1 (休み)	2 (休み)	3
4	5	6 	7 	8	9 	10
11	12 	13 	14	15	16 	17
18	19	20 	21 	22 	23 	24
25	26 	27 	28 	29 	30 	31

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 (休み) 直接搬入も できません	4 可	5	6	7 可	8
9	10	11 可	12	13	14 可	15
16	17	18 可	19	20	21 可	22
23 30	24	25 缶	26 大	27	28 可	29

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可 	4 紙 	5 	6 可 	7
8	9 	10 可 	11	12	13 可 	14
15	16	17 可 	18 紙 	19	20 可 	21
22	23 	24 可 	25 	26 	27 可 	28

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可	3 紙	4 瓶	5 可 PET	6
7	8 可	9 可	10	11	12 可	13
14	15 瓶	16 可	17 紙 布團	18	19 可 PET	20
21	22 可	23 可 缶	24 不燃物 燃物	25 瓶	26 可	27
28	29	30 ※ 可	31 (休み)			

※12月30日 燃えるごみは午前中に収集します。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可 	4 紙 	5 	6 可 	7
8	9 	10 可 	11	12	13 可 	14
15	16 	17 可 	18 紙 布巾 	19 缶 	20 (休み) 直接搬入も できません	21
22	23	24 可 	25 	26 	27 可 	28
29	30 	31 可 				